

広島県告示第六百四十二号

令和四年広島県告示第七百二十号（公共測量の実施）に係る公共測量について、次のとおり変更した旨、広島県知事から通知があった。

令和五年四月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

（変更前） 公共測量（航空レーザ測量）

（変更後） 公共測量（航空レーザ測量、航空写真測量）

二 作業期間

（変更前） 令和四年九月十二日から令和五年三月三十一日まで

（変更後） 令和四年九月十二日から令和五年六月三十日まで

三 作業地域

広島市中区、同東区、同西区、同南区、同安佐南区、同安芸区、呉市、江田島市、安芸郡坂町、同府中町、同海田町、同熊野町